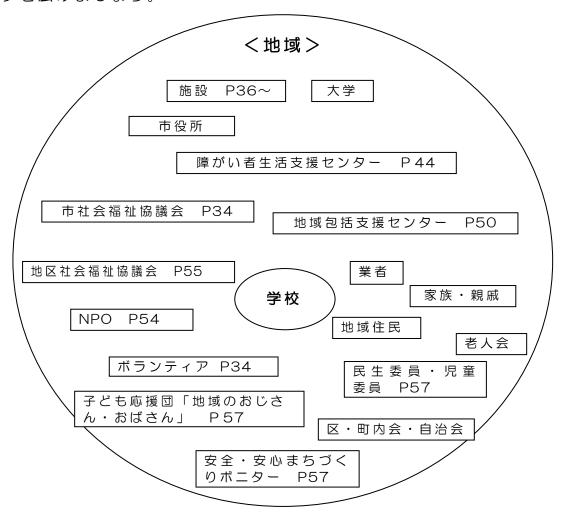
インフォメーション

#### 1. つながるネットワーク

学校の周囲にはたくさんの組織が存在し、それぞれの目的や使命のもとに活動しています。「福祉教育」を通して学校が地域の組織と連携することで、組織同士がつながります。地域の力を活用し、子どもたちの福祉の心を育むネットワークを広げましょう。



#### 依頼をする前に…

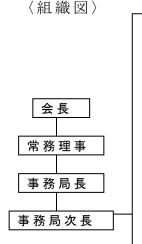
福祉教育を通して、子どもたちに多くのことに気づいてもらうために、 先生や子どもたちにも協力してほしいことがあります。

- ⇒ 訪問や招待をする場合は、目的を明確に伝えてください。
- ▶ 施設や機関へ協力依頼をする場合、1か月前までに連絡をしてください。
- 施設や機関との打合せは念入りにお願いします。
- ▶ 施設側からの注意事項や気をつけてほしいことを、子どもたちにもき ちんと伝えてください。

必要に応じてチェックリストを活用してください。

#### 2. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条に基づき全国の各市町村に概ね1ケ所ずつ設置されています。春日井市社会福祉協議会は、昭和54年に社会福祉法人の認可を受け、「人と人とが助け合う、優しい心と温かい思いやりのあるまちづくり」をスローガンに地域福祉の推進に努めている自主性と公共性を有する民間組織です。



#### 総務管理課

総務・財務 企画・広報など 施設 ※詳細については、各ページを参照

- ●第一希望の家
- ●第二希望の家 F
  - ►P40~P43
- ●福祉作業所
- ●介護サービスセンター P48、49
- ●子どもの家: 学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。
- ●母子の家:入所者の保護、自立支援及び児童 の健全育成を行います。
- ●総合福祉センター:

障がい者、高齢者の福祉の増進 や、児童の健全育成を図ります。

●福祉文化体育館:

障がい者の機能回復、健康の増進に加えて教養文化の向上など行います。

●福祉の里:高齢者などの健康の増進及び教養の向上を図るとともに、市民交流の場を提供します。

#### 地域活動支援課 ···P34、35 を参照

地区社会福祉協議会への支援、ボランティアセンター事業、社会福祉関係団体との連絡調整、地域福祉行事、本会会員募集事業、介護予防活動支援事業、福祉教育、災害救援など

#### 福祉サービス推進課 ···P34、35 を参照

福祉サービス事業、共同募金事業への協力、地域包括支援センターの運営、基幹型障がい者生活支援センターの運営など

「市民」「行政」「社協」の3者によるきめの細かい地域福祉活動をパートナーシップのもとに展開することにより、「人と人とが助け合う、優しい心と温かい思いやりのあるまちづくり」 の実現をめざしています。

### 春日井市社会福祉協議会

所 在 地:春日井市浅山町 1-2-61

電 話:85-4321

F A X:86-3156

E - m a i 1 : chiiki-fukushi@haru-syafuku.or.jp

### ■ ボランティアセンター運営 福障高随地ボ

ボランティア相談…ボランティアセンター登録団体とのコーディネートなどを行います。

(ボランティア団体についてはホームページ http://www.haru-syafuku.or.jp/を参照)

- ▶ ボランティア出前講座…ボランティアコーディネーターや職員がボランティア活動 に関する講座を行います。
- ▶ ボランティアに関する講座や交流会の開催…ボランティアサロン など
- ボランティア保険の取扱い
- ➤ 活動器材等の貸し出し…福祉・ボランティア関係の図書やビデオテープ、その他器材などを貸し出しています。

※市社協のボランティア受け入れ可能な行事については、 ホームページをご覧いただくか、地域活動支援課へお問合せください。

### ■ 災害救援体制の整備 地 ボ

災害発生時には、春日井市が「災害救援ボランティアセンター」を設置し、市社協が運営します。被災者の生活復旧の支援などを行うため、ボランティアセンターの設置や運営訓練などを行います。

- 福祉教育の推進 福障高随地口ボ
  - ➤ 福祉体験 物品貸出、講師の紹介など →インフォメーション P58 を参照
  - ▶ 青少年ボランティアスクールの開催…市内でボランティア体験をするスクールです。
- 地区社会福祉協議会の支援 福 高 地 ボ →インフォメーション P55 を参照



#### ■ 住民参加の福祉サービスの提供

### ▶ にこにこヘルプサービス事業 福高

介護保険等の公的サービスの対象とならない継続的な家事援助を必要とする世帯に、「にこにこヘルパー」を派遣し、家事援助サービスを提供します。

### ▶ 日常生活自立支援事業 福 高 障

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の福祉サービス利用や、日常的なお金の出し入れ、大切な書類のお預かり等をお手伝いします。

### ▶ ちょっとお助けサービス事業 福障高地 ボ

高齢者や障がい者世帯の電球交換など、継続性のない、日常生活上のちょっとした困りごとに、協力者(ボランティア)を派遣し、地域の助け合い活動として支援します。

#### ■ 家具転倒防止器具取付事業

地震による家具の転倒を防止するため、春日井市にお住まいの 65 歳以上の一人暮ら し高齢者世帯などの自宅に転倒防止器具を取り付けます。

#### ■ 生活福祉資金の融資

自立した生活と生活意欲の助長を目的に、低所得・障がい・高齢者世帯への生計の見 直しや支援、各種資金の貸し付けを行います。 3. 市内の主な社会福祉施設や相談機関(平成 28年10月30日現在) (1) 障がい児・者関係

ア. 施設 福障施

# 【身体障がい】

	主な実施事		施設での受け入れ状況	<b></b>	
	業	施設見学	ボランティア体験	職員の講義	
(福)恩賜財団愛知県 同胞援護会 春日苑 廻間町 703-1 <b>公</b> 88-5593	·生活介護 ·短期入所 ·施設入所支 援	小学校高学年以上 15 人まで 平日	小学校高学年以上 15 人まで	小学校高学年以上 20~30 人 平日	
(福)明知会 夢の家 明知町字西追分 1030-1 <b>公</b> 93-9101	·生活介護 ·短期入所 ·施設入所支 援	小学校低学年以上 30 人まで 平日	小学校低学年以上 平日	小学校低学年以上 平日	
(福)明知会 Masa 夢 前並町字東屋敷 9-2 ☎35-5514	·生活介護 ·共同生活援 助	小学校低学年以上 月曜~土曜	小学校低学年以上 月曜~土曜	小学校低学年以上 月曜~土曜	

### 【知的障がい】

(福)けやき福祉会 けやきの家 廻間町 703-1 <b>公</b> 93-0621	・生活介護	小学校高学年以上 平日 午前9時~午後4 時	小学校高学年以上 平日 午前9時~午後4 時 利用者との交流	小学校高学年以上 平日 午前9時~午後4時
(福)養楽福祉会 養和荘 廻間町 703-1 <b>公</b> 88-0322	·生活介護 ·短期入所 ·施設入所支 援	小学校高学年以上 10 人まで 平日 午前 10 時~午後4 時	小学校高学年以上 5人まで 平日 午前 10 時~午後4 時	小学校高学年以上 平日 午前 10 時~午後4 時

→インフォメーションP67用語集を参照

	学校への派遣状況					
職員の講義	利用者の講義	利用者との交流会	学校行事への招待	備考		
可	要相談	可	車椅子での走行が可能 であること			
可	要相談	可	可			
可	要相談	可	可			

可	要相談	要相談	可	
可	_	_	要相談	

	<b>~</b> 火中长声光	方	- 色設での受け入れ状況	,
	主な実施事業	施設見学	ボランティア体験	職員の講義
(福)養楽福祉会 はさま 廻間町 703-1 <b>23</b> 88-0363	・生活介護	小学校高学年以上 平日 午前 10 時~午後4 時	小学校高学年以上 6人まで 平日 午前 10 時~午後4 時	_
(福)養楽福祉会 わかば 廻間町 703-2 <b>23</b> 88-4611	•生活介護 •就労継続支援 (B型)	小学校高学年以上 15 人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	小学校高学年以上 4~6人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	百
(福)養楽福祉会 第二養和荘 廻間町 703-1 <b>23</b> 88-0322	·生活介護 ·短期入所 ·施設入所支援	小学校高学年以上 10 人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	小学校高学年以上 5人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	可
(福)養楽福祉会 さいおワークス 西尾町 325-5 <b>否</b> 93-0533	·生活介護 ·就労移行支援 ·就労継続支援 (B型)	小学校高学年以上 10 人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	小学校高学年以上 5人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	可
(福)養楽福祉会 なかぎりワークス 中切町 3-3-17 ☎87-6557	·就労継続支援 (B型)	小学校低学年以上 15 人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	小学校低学年以上 4~6人 平日 午前9時~午後4時 作業を通しての交 流	可
(福)養楽福祉会 キッチン高森 高森台 5-6-5 ☎41-9898	·就労継続支援 (A 型)	小学校高学年以上 10 人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	中学生以上 4人まで 平日 午前 10 時~午後3 時	可

→インフォメーションP67用語集を参照

	学校への	派遣状況		/++ <del>1</del> -y
職員の講義	利用者の講義	利用者との交流会	学校行事への招待	備考
_	_	午前 10 時~午後4時 要相談	午前 10 時~午後4 時 要相談	
_	_	午前 10 時~正午 まで 要相談	午前 10 時~正午 まで 要相談	
可	_	_	要相談	
可	_	要相談	要相談	
可	_	_	_	
可	_	要相談	要相談	

	<b>主</b> 火中恢声类	施訓		1
	主な実施事業	施設見学	ボランティア体験	職員の講義
(福)あざみ会 あざみの家 グループホームあざみ 林島町 159-2 ☎56-1671	•就労継続支援 (B型) •共同生活援助	小学校低学年以 上 5人まで 平日	小学校低学年以 上 5~6人 利用者との交流	_
(福)恩賜財団愛知県 同胞援護会 ワーカー鷹来 鷹来町 4888-1 ☎87-7760	•就労継続支援 (B型)	小学校低学年以 上 3人まで	中学生以上 10 人まで	中学生以上
(福)若草学園 若草学園 大泉寺町 292 ☎81-4788	·福祉型障害児 入所施設	可	中学生以上 5人まで 午前 10 時~午 後3時	30 人程度 午前 10 時~午 後3時
愛知県心身障害者コロニー はるひ台学園 神屋町 713-8 2588-0811	・福祉型障害児 入所施設 ・生活介護※平 成 29 年6月まで の実施事業	_	高校生以上 10 人まで	高校生以上 10 人まで
(福)春日井市社会福祉協議会 第一希望の家 王子町3 1884-4343	·生活介護 ·児童発達支援	小学校高学年以 上 4人まで 平日 午前 10 時~午後 3時	小学校高学年以 上 4人まで 平日 午前 10 時~午 後3時	_
(福)春日井市社会福祉協議会 第二希望の家 岩成台 3-3-6 <b>公</b> 92-5410	•生活介護 •児童発達支援	小学校高学年以 上 4人まで 平日 午前 10 時~午後 3時	小学校高学年以上(イベント時は 15 人程度)まで 平日 午前 10 時~午 後3時	_

→インフォメーション P67 用語集を参照

	学校への	派遣状況		/+++v
職員の講義	利用者の講義	利用者との交流会	学校行事への招待	備考
_	_	_	_	
可	_	一部可	一部可	
	_	可	可	
	_	_	_	
_	_	可	徒歩圏内であれば 可	
	_	_	_	

		施	設での受け入れ状	況
	主な実施事業	施設見学	ボランティア体 験	職員の講義
(福)春日井市社会福祉協議会福祉作業所 浅山町 1-2-61 183-2955	·生活介護 ·就労継続支援 (B型)	小学校低学年以 上 1グループ 20 人 以下 1回2グループま で 平日	4人まで	_

### 【心身障がい】

愛知県心身障害者コロニー こばと学園 神屋町 713-8 2388-0811	·療養介護 ·医療型障害児 入所施設	高校生以上 30 人まで 平日	高校生以上 10 人まで	高校生以上 10 人まで 平日
愛知県心身障害者コロニー 中央病院 神屋町 713-8 <b>23</b> 88-0811	•小児病院	_	高校生以上 30 人まで 平日 ※新規・個人で の受入は不可	高校生以上 30 人まで 平日 ※新規・個人で の受入は不可

### 【知的・精神・身体障がい】

<ul><li>(福)薫徳会</li><li>ケアホームはるひ野</li><li>(グループホームはるひ野)</li><li>四ツ家町字四ツ家 186</li><li><b>公</b>35-5255</li><li>- 共同生活援助</li><li>- ー</li></ul>
--

→インフォメーションP67用語集を参照

	学校への派遣状況				
職員の講義	利用者の講義	利用者との交流会	学校行事への招待	備考	
_	_	可	徒歩圏内であれば 可		
_	_	_	_		
可 ※旅費が必要	_	_	_		
_	_	_	_		

- ・事前打合せは念入りにしましょう。(利用者に負担をかけないプログラム作りが重要です。)
- ・利用者の体調により急遽行えなくなる場合があります。そのときの代替プログラムを考えましょう。
- ・障がいの種類によって接し方や対応が異なります。なにを学びたいのか、なにができるのかに よって施設を選びましょう。
- ・同じ障がいであっても、障がいの程度が違ったり、好きなものや苦手なものなど一人ひとり個性があります。対応について困った場合は、職員の方にアドバイスをもらいましょう。 《利用者を招く際に…》
- ・来校される方の障がいなどの状況に配慮した会場を準備しましょう。(段差はないか、車椅子が入れるか、車いす用トイレはあるか、トイレは近いか、冷暖房は用意できるか)

## イ. 相談機関 福障

### 障がい者生活支援センター・基幹相談支援センター

在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用など日常・社会生活について、相談や情報提供を総合的に行っています。

#### 《主な業務内容》

- ①生活相談 ②福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- ③社会資源を活用するための支援 ④権利擁護のために必要な支援
- ⑤関係機関との連絡調整 ⑥就労支援 など

#### ■ 職員の派遣

	派遣内容、注意点など
春日苑(身体障がい) 廻間町 703-1 な 88-7637 FAX 88-5802	チーム・メッセンジャーによる講演など 資料の印刷が必要 教師・保護者向けの講義も可能
かすがい(知的障がい) 坂下町4-295-1 な 88-8537 FAX 88-5015	チーム・メッセンジャーによる講演など 資料の印刷が必要 教師・保護者向けの講義も可能
あっとわん(障がい児) 中央台 1-2-2 サンマルシェ南館B1階 な 91-5557 FAX 92-5481	チーム・メッセンジャーによる講演など 資料の印刷が必要 教師・保護者向けの講義も可能
JHN まある(精神障がい) 鳥居松町 4-177 友和ビル 3 階西 お・FAX 84-5503	チーム・メッセンジャーによる講演など 資料の印刷が必要 教師・保護者向けの講義も可能 精神障がい当事者による講義も可能(3か月前には依頼)
基幹相談支援センターしゃきょう (3障がい、障がい児) 浅山町 1-2-61 総合福祉センター内 な 84-5300 FAX 84-3933	障がいに関する講演など 資料の印刷が必要 教師・保護者向けの講義、研修も可能

#### チーム・メッセンジャーとは・・・

障がい者生活支援センターのメンバーで構成され、障がいに対する理解を深め、広げるために活動しています。

《内容》

希望に応じて、講座やワークショップなどを開催。

- 身体障がい者の理解…「福祉体験」、「食べ物の体験」 「障がい者スポーツの体験」
- ■知的障がい者の理解…「知的障がいってなあに?」
- 精神障がい者の理解…「こころの健康について」 「精神保健福祉士の仕事とは?」
- 障がいのある子どもの理解…

「知りたい!発達障がい」 「発達障がいの支援から子育てのヒントを 学ぶ」

《申し込み方法》

専用申込書に必要事項を記入し、希望の内容を担当している障がい者生活支援センターに2か月前までにFAXで申し込み。

※申込書は春日井市ホームページよりダウンロードできます。

### ウ. 市の窓口 福障

健康福祉部 障がい福祉課

電話番号: 85-6186 〈業務内容〉

- 障害者の福祉に関すること。
- 特定疾患り患者等健康管理手当に関すること。
- 障害者福祉施設の整備に関すること。
- 障害程度区分判定審査会に関すること。
- 希望の家に関すること。
- 福祉作業所に関すること。
- 福祉文化体育館に関すること。

# (2)高齢者関係

# ア. 施設 福 高 施

	<b>全</b> 小中长声光	施	設での受け入れ状況	兄
	主な実施事業 	施設見学	ボランティア体験	職員の講義
(福)恩賜財団愛知県 同胞援護会 春緑苑 廻間町 703-1 ☎88-5585	・特別養護老人ホーム	小学生以上 平日 午前 10 時~午後5 時	小学生以上 平日 午前 10 時~午 後5時	小学生以上 平日 午前 10 時~午後 5時
(福)恩賜財団愛知県 同胞援護会 第2春緑苑 下津町 500 ☎56-9171	援護会 緑苑 J 500 ・特別養護老人 ホーム		小学生以上 3~5人 平日 午前 10 時~午 後5時	小学生以上 平日 午前 10 時~午後 5時
(福)サン・ビジョン グレイスフル春日井 桃山町 5079-1 ☎89-2301	レイスフル春日井 ·特別養護老人 山町 5079-1 ホーム		中学生以上 4人まで 平日 午前9時~午後 3時	中学生以上 平日 午前9時~午後3 時
(福)サン・ビジョン 第2グレイスフル春日井 牛山町 3195-1 <b>23</b> 32-1231	・特別養護老人 ホーム	小学校低学年以上 30 人まで	小学校低学年以 上 30 人まで	小学校低学年以 上
(福)サン・ビジョン グレイスフル浅山 浅山町 1-1-8	・特別養護老人 ホーム	小学校低学年以上 10 人まで	小学校低学年以 上 5人まで	小学校低学年以 上 20 人まで
(福)樹の里 春日井樹の里 四ツ家町字四ツ家 221-1 四33-3222	・特別養護老人 ホーム	小学校低学年以上 平日 70~80 人まで	小学校高学年以 上 10 人まで (歌・楽器演奏等 は制限なし)	_

→インフォメーション P67 用語集を参照

	/ <del>++</del> <del>-</del> +z			
職員の講義	利用者の講義	利用者との交流会	学校行事への招待	備考
可	利用者・その家族の合意・希望による	利用者・その家族の合意・希望による	利用者・その家族の合意・希望による	
可	利用者・その家族 の合意・希望によ る 数名なら可	利用者・その家族 の合意・希望によ る 数名なら可	1時間までなら可	
可	_	数名であれば可	1~2時間なら可	
可	_	可	可	
可	_	可	可	
_	_	可	可	

	<b>~</b>	施設	での受け入れ状況	
	主な実施事業	施設見学	ボランティア体験	職員の講義
(福)春生会 あさひが丘 神屋町 1306-1 <b>25</b> 93-1310	・特別養護老人 ホーム	小学校高学年以上 平日 5~10 人	中学生以上	中学生以上
(福)春生会 しょうなあさひが丘 庄名町 918-1 <b>否</b> 29-9922	・特別養護老人 ホーム	<del>                                    </del>		中学生以上
(福)陽和福祉会 どんぐりの森 高森台 5-6-1 <b>☎</b> 91-5656	<ul><li>・地域密着型特別養護老人ホーム</li><li>・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護</li></ul>	中学生以上 平日 午後 5人まで	高校生以上 平日 1日または半日 3人まで	高校生以上 平日 午後 20 人まで
(福)春日井市社会福祉協議会介護サービスセンター中切町 3-3-9 2587-7071	·居宅介護支援 ·通所介護	小学校低学年以上	中学生以上	小学校低学 年以上
(福)かなえ福祉会 すないの家春日井 西山町 5-5-1 <b>25</b> 56-1500	<ul><li>・地域密着型特別養護老人ホーム</li><li>・認知症高齢者グループホーム</li></ul>	中学生以上 10 人まで 平日 午前 10 時~午後5 時	中学生以上 6人まで 平日 午前 10 時~午後 5時	中学生以上 10 人まで 平日 午前10時~ 午後5時
(福)成祥福祉会 あいあいの郷 松本町 17-1 <b>公</b> 29-6251	小規模特別養護 老人ホーム	年齢問わない 日時要相談 時間要相談 6人まで	年齢問わない 日時要相談 時間要相談 6人まで	可

→インフォメーション P67 用語集を参照

	/#. <del>**</del>			
職員の講義	利用者の講義	利用者との交流会	学校行事への招待	備考
可	_	可	可	
可	_	可	可	
可	_	数名であれば可	利用者の希望によ り数名であれば可	
可	可	_	数名であれば可 ※障がい者用トイ レ必要	
_		可	市	
	_	_	_	

- ・事前打合せは念入りにしましょう。(利用者に負担をかけないプログラム作りが重要です)
- ・利用者の体調により急遽行えなくなる場合があります。そのときの代替プログラムを考えましょう。
- ・介護度や認知の程度は一人ひとり違います。 《利用者を招く際に…》
- ・来校される方の状況に配慮した会場を準備しましょう。(段差はないか、車椅子が入れるか、車い \_ す用トイレはあるか、トイレは近いか、冷暖房は用意できるか)

### イ. 相談機関 福高

### 地域包括支援センター

地域に住む高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、 財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践しています。

### 《主な業務内容》

- ①介護予防マネジメント ②総合相談・支援 ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的マネジメント ⑤指定介護予防支援事業

#### ■ 職員の派遣

	担当エリア	職員の派遣について	備考
地域包括支援センター あさひが丘 神屋町 1306-1 <b>2</b> 93-1314	明知町、上野町、内津町、神屋町、西尾町、坂下町、庄名町、東神明町、松本町	可	
地域包括支援センター 春緑苑 廻間町 703-1 公88-5829	石尾台、押沢台、木附町、高森台、玉野町、玉野台、中央台、外之原町、廻間町、藤山台、細野町	可	
地域包括支援センター じゃがいも友愛 出川町 8-19-11 <b>公</b> 51-1840	岩成台、大留町、気噴町、気噴町北、 高蔵寺町、高蔵寺町北、白山町、高座 台、高座町、出川町、不二町	可	
春日井市社会福祉協議会 地域包括支援センター 浅山町 1-2-61 総合福祉センター内 ☎87-5377	浅山町、穴橋町、梅ヶ坪町、小木田町、乙輪町、菅大臣町、貴船町、篠木町、十三塚町、関田町、大泉寺町、中央通、林島町、東野新町、不二ガ丘、割塚町	可	市介護保険課( <b>25</b> 85-6182)を通 して問い合わせ
春日井市医師会 地域包括支援センター 柏原町 5-387 公89-3027	朝宮町、柏原町、ことぶき町、月見町、鳥居松町、八田町、春見町、瑞穂 通、八事町、弥生町、六軒屋町、六軒屋町西	可	市介護保険課( <b>25</b> 85-6182)を通 して問い合わせ

	担当エリア	職員の派遣について	備考
地域包括支援センター グレイスフル春日井 桃山町北山 5079-1 <b>公</b> 89-2391	岩野町、大手田酉町、大手町、上田 楽町、下原町、鷹来町、田楽町、西 山町、東野町、東野町西、東山町、 町屋町、南下原町、桃山町	可	市介護保険課( <b>25</b> 85-6182)を通 して問い合わせ
地域包括支援センター 第2グレイスフル春日井 牛山町 3195-1 <b>公</b> 32-1117	稲口町、牛山町、春日井上ノ町、春日井町、黒鉾町、下屋敷町、新開町、宗法町、高山町、中町、西高山町、西屋町、如意申町、前並町、宮町、四ツ家町	可	
地域包括支援センター 勝川 若草通 1-12 公33-8236	旭町、味美上ノ町、味美白山町、味 美町、味美西本町、勝川新町、上ノ 町、神明町、惣中町、知多町、角崎 町、天神町、中野町、西本町、八幡 町、八光町、花長町、美濃町、妙慶 町、大和通、若草通	可	
地域包括支援センター 第2春緑苑 下津町 500 <b>25</b> 56-9166	秋ヶ島町、王子町、金ヶ口町、北城町、熊野町、熊野町、熊野町北、下条町、桜 佐町、下市場町、下津町、上条町、 神領町、堀ノ内町、堀ノ内町北	可	
春日井市社会福祉協議会 地域包括支援センター中切 中切町 3-3-9 ☎56-8611	愛知町、小野町、柏井町、勝川町、 勝川町西、篠田町、町田町、追進 町、中切町、中新町、長塚町、二子 町、細木町、松河戸町、松新町、南 花長町、御幸町、森山田町	可	

※派遣内容については、対象学年によって異なるため、事前打合せが必要です。

### ウ. 市の窓口 福高

### 健康福祉部 地域福祉課

電話番号:85-6364

#### 〈業務内容〉

- 福祉施策の企画及び調整に関すること。
- 地域福祉に関すること。
- 民生委員及び児童委員に関すること。
- 社会福祉法人の設立認可、指導監督等に関すること。
- 支援困難高齢者の措置に関すること。
- 高齢者福祉施設の整備に関すること。
- 高齢者の生きがい推進に関すること。
- 老人クラブの育成に関すること。
- 老人憩いの家、ふれあいの家及び総合福祉センターに関すること。
- 福祉の里に関すること。
- 春日井市社会福祉協議会に関すること。
- その他福祉団体に関すること。
- シルバー人材センターに関すること。
- 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 災害の見舞金、弔慰金等に関すること。
- 戦傷病者及び遺族援護に関すること。
- 中国残留邦人等に関すること(生活支援に関することを除く。)。
- 日本赤十字社に関すること。
- 更正保護団体に関すること。
- 地域包括支援センターに関すること。
- 介護予防及び日常生活支援に関すること。
- 地域ケア会議に関すること。
- 医療と介護の連携に関すること。

# 健康福祉部 介護・高齢福祉課

電話番号:85-6182

#### 〈業務内容〉

- 高齢者の介護・福祉サービスに関すること。
- 介護保険の趣旨の普及に関すること。
- 介護保険の被保険者の資格得喪に関すること。
- 介護認定審査会に関すること。
- 介護保険の保険給付に関すること。
- 介護保険料に関すること。

- 地域密着型サービス事業者等の指定等に関すること。
- 介護サービスセンターに関すること。

#### (3) その他の機関など

### |春日井市市民活動支援センター (ささえ愛センター) |

地ボ

市民活動団体やボランティアグループ、NPOなど、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動を支援するとともに市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民活動に関する相談、情報の発信などを行っています。

所 在 地:春日井市春見町3

電話番号:56-1943

- ※ かすがい市民活動情報サイト http://kasugai.genki365.net/
- →問い合わせは、市 市民生活部 市民活動支援センター(ささえ愛センター)(**☎**56-1943)へ

### 生涯学習情報サイト「まなびや選科」

地

春日井市で主に活動している講師の方々や団体・サークルを紹介するなど、 市民の生涯学習活動のきっかけづくりとなる情報をインターネット上で提供し ています。ホームページ <a href="http://kasugai.manabi365.net/">http://kasugai.manabi365.net/</a> (春日井市のホームページからもご覧いただけます。)

- 講師をさがす
- 団体をさがす
- 講座・イベントをさがす
- ※活動カテゴリで条件を選択し、検索してください。
- ※登録者には直接連絡を取り、日時、場所、費用などの打ち合わせをしてく ださい。(生涯学習課は、仲介業務を行いません。)

→問い合わせは、市 文化スポーツ部 文化・生涯学習課(☎85-6447)へ

#### 4. 私たちの地域で活動している人たち

# 地区社会福祉協議会 福 高 地 ボ

地域福祉活動の推進団体として、41の地区社会福祉協議会が組織されています。住みやすいまちづくりを目指し、自分たちの住む地域にあった福祉事業を行っています。

#### 《主な活動》

#### ■ 高齢者等サロン事業

65 歳以上の高齢者及び障がい者(障がい者に関しては年齢は問いません。)の生きがいづくり、社会参加の促進、社会的孤立感の解消を図ることを目的とする事業です。地域における公民館等の徒歩で誰でも行くことができる身近な施設で、地域住民の参加と協力を得て毎月1回以上、1回時間程度実施する交流会のことです。

#### ■ 子育て支援サロン事業

概ね3歳以下の児童とその保護者の、身近な地域での仲間作りを促進し、 少子化や核家族化に伴う子育ての不安を緩和する等、子育てを支援すること を目的とする事業です。地域における公民館等の身近な施設で、地域住民の 参加と協力を得て毎月1回以上、1回2時間程度実施する交流会のことです。

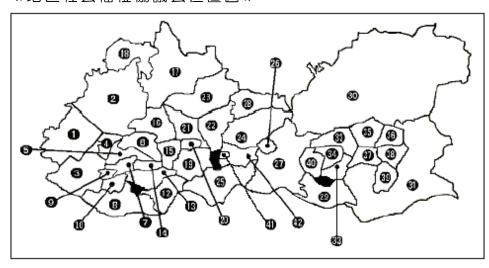
#### ■ 小地域ネットワーク事業

65歳以上の高齢者及び障がい者(障がい者に関しては年齢は問いません。)が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期的な見守り及び軽易な日常生活支援を、地域住民の参加と協力を得て行う事業のことです。

#### ■ モデル事業

地域住民が相互に交流し、自らの地域や福祉への関心を高めることを目的とする事業です。三世代交流型事業(グラウンドゴルフ大会、カローリング大会、餅つき交流会、ラジオ体操等)と福祉学習型事業(防災訓練、福祉講演会、車椅子体験会、福祉マップ作り、福祉クイズ等)の2種類があります。

#### ≪地区社会福祉協議会位置図≫



→問い合わせは、 春日井市社会福祉協議会 地域活動支援課

(85-4321) へ

平成 28 年度 実績一覧	高齢者等 サロン事業	子育て支援 サロン事業	小地域ネット ワーク事業	モデル事業	小学校区
01 味美	0	0		0	味美、白山
02 春日井	0			0	春日井、松山
03 勝川	0	0			勝川、小野、山王
04 徳農	0				勝川
05 下条原	0			0	勝川、柏原
06 上条新田	0			0	勝川、鳥居松、柏原
07 柏井				0	勝川
08 道風					小野
09 松新					勝川、小野
10 小野	0	0		0	小野
12 上条	0	0		0	上条
13 中央	0			0	鳥居松
14 鳥居松	0				鳥居松
15 八幡	0			0	鳥居松、八幡
16 八田朝宮	0				柏原、丸田
17 鷹来	0				鷹来、西山、大手
18 牛山	0	0		0	牛山
19 関田		0		0	篠木、八幡、篠原
20 浅山・梅ヶ坪	0			0	篠木、松原
21 六軒屋	0				松原、丸田
22 東野	0	0	0	0	篠木、松原、東野
23 松原	0			0	松原、西山、東野
24 大泉寺	0				北城
25 神領校区	0	0			神領、北城、篠原、出川
26 不二ガ丘	0		0	0	北城
27 不二·出川	0	0			不二、北城、出川
28 桃花園	0			0	東野
29 高蔵寺	0	0		0	高座
30 坂下	0			0	坂下、西尾、神屋、東高森台
31 玉川	0				玉川、石尾台、東高森台
32 藤山台	0	0		0	藤山台、西藤山台
33 岩成台	0	0		0	岩成台
34 岩成台西	0	0	0	0	岩成台西
35 高森台	0			0	高森台
36 東高森台	0			0	石尾台、東高森台
37 中央台	0	0	0	0	中央台
38 石尾台	0	0	0	0	石尾台
39 押沢台	0	0	0	0	押沢台
40 白山	0	0		0	高座、不二、西藤山台、岩成台西
41 篠木四ツ谷	0			0	篠木
42 下市場	0				篠木、北城

### 安全・安心まちづくりボニター 地 ボ

ボニターは、防災や防犯といった地域の安全について自発的に行動し、社会 貢献活動(ボランティア)ができ、また行政などの機関に対して、地域の安全・ 安心について必要な提言を行う(モニター)ことができる市民を意味するもの です。

《主な活動内容》

■防災

災害図上訓練(DIG)における地域への啓発活動、総合防災訓練への参加、地域防災訓練でのリーダー的役割 など

■ 防犯

児童見守り活動、簡易防犯診断(安・安診断)、子ども安全アカデミー 開催、振り込め詐欺等防犯啓発活動

→問い合わせは、市 総務部 市民安全課(☎85-6064)へ

### 子ども応援団「地域のおじさん・おばさん」

子どもたちが、事故や犯罪などに巻き込まれないよう、声かけ運動をしています。これは、子どもたちの行動を規制したり、監視したりするものではなく、子どもたちを温かく見守り支援するための声かけ運動で、日常生活の中で、無理のない範囲で自発的に行うボランティア活動です。

地ボ

→問い合わせは、市 青少年子ども部 子ども政策課(☎85-6151)へ

### 民生委員・児童委員 福 高 障 地

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。社会調査、相談、情報提供、連絡通報などの役割があり、「児童委員」を兼ねています。

→問い合わせは、市 健康福祉部 地域福祉課(☎85-6364)へ

# 5. 福祉体験の講師依頼・貸し出し物品 福 属 障 ボ

福祉体験の講師依頼や物品の貸し出しについては、次の方法で利用することができます。

①学校教育課より、「福祉体験学習 支援内容等一覧」等が送られてくる。

対応可能範囲等を参考に、福祉体験学習の計画を立ててください。計画を立てる際に不明な点がありましたら、春日井市社会福祉協議会に直接お問い合わせください。



### ②学校教育課に福祉体験学習の申請をする。 4月下旬頃〆切

体験する学年、内容、日時を決め、学校教育課に「福祉体験学習講師派遣依頼書」と「福祉用具借用申請書」を送付してください。

※講師派遣を希望される場合は、6月1日以降で設定してください。4・5月は、福祉用具の貸出しのみできます。講師の派遣はお受けできません。



### ③春日井市社会福祉協議会より調整結果等が送られてくる。 5月下旬頃

本会が各学校と講師の日程を調整し、「**調整結果」、「福祉体験学習講師連絡先一覧**」等を各学校へ送付します。



### ④講師と打ち合わせをする。 体験の1ヶ月前頃

本会より送付された「福祉体験学習講師連絡先一覧」にて講師に連絡をし、 当日使用する物品や授業の流れ等の打ち合わせをしてください。講師によって は、事前に学校内の見学が必要な場合があります。



#### ⑤事前学習をする。

体験の前に事前学習を行ってください。体験する科目によっては、講師より 事前に子どもたちに宿題が出されることがあります。



#### ⑥春日井市社会福祉協議会へ福祉用具を借りに行く。

車いすや白杖等の福祉用具を本会まで借りに来てください。他の学校と重なってしまう場合があるので、時間が変更になる場合はご連絡ください。



### ⑦当日を迎える。

講師と共に授業を行います。授業中は講師のフォローをお願いします。



#### ⑧春日井市社会福祉協議会へ福祉用具を返却する。

本会へ福祉用具を返却してください。物品の破損等があれば、報告してください。他の学校と重なってしまう場合があるので、時間が変更になる場合はご連絡ください。



#### ⑨事後学習を行う。

振り返り学習を行い、子どもたちの理解を深めてください。愛知県社会福祉協議会の「福祉体験作文コンクール」への応募も検討してください。

#### 《注意事項》

- 貸し出し期間は基本的に1校1泊です。(ビデオ・DVD貸し出しを除く)
- 故意、または不注意により貸し出し物品を破損・紛失した場合、使用者の責任において弁償してください。
- 使用物品の数や使用方法、準備するものは講師に確認してください。
- 点字は実費負担(1人あたり5円)があります。

# 福祉体験に必要な講師の人数と貸し出し物品一覧表

### →問い合わせは、春日井市社会福祉協議会 地域活動支援課(☎85-4321)まで

			<u> 回い口176は、1</u>	<u> </u>	前战公 地域心勤文版味(400 4021) & C
科目	支援内容	対応可能範囲	講師数/クラス	社協での借用物品 (最大数)	備考
知的障がい・発達障がい疑似体	知的障がい、発達障がいがある人たちの行動や感じ方を、パワーポイントによる説明や疑似体験、お芝居等により知ってもらう	40人/クラス 同時間に1クラ スまで 2コマ/日まで ( <b>※1時間目は</b> 実施できま ん。)	4〜7人 (ボランティア)	なし	<ul> <li>①準備するもの</li> <li>・ホワイトボードまたはマグネットの使用ができる黒板</li> <li>・スクリーン、マイク、スピーカー</li> <li>②その他</li> <li>・障がい児の母親による活動のため、できるだけ午前中でお願いしたい。</li> <li>午後を希望する場合は相談してください。</li> <li>・小学校5年生以上を対象とします。</li> <li>より理解を促進するためには、小学校6年生以上が望ましい。</li> <li>・今後の活動のため、アンケートへの協力をお願いします。</li> <li>・実施場所:通常教室</li> <li>・事前打合せの方法:講師から学校へ電話し、学校で事前打合せを行います。当日使用する教室の様子を見せてください。</li> </ul>
視覚障がい当事者	<ul><li>・講義: 視覚障がい 者への理解</li><li>・視覚障がいの体験 ワーク等</li></ul>	講義なので、生徒 数の上限なし 同時間に 1 クラ スまで 3 コマ/日まで (講師 1 名のた め)	2人 (視覚障がい者1人、補助1人)	<ul><li>※必要に応じて</li><li>・白杖</li><li>・点字ブロック</li></ul>	<ul> <li>①準備するもの</li> <li>・薄手のタオルまたは手ぬぐい</li> <li>(1人1枚必要、目を覆って頭の後ろで縛れるサイズ)</li> <li>・黒板またはホワイトボード</li> <li>・マイク(会場の広さに応じて)</li> <li>②その他</li> <li>・視覚障がい者を実際に見てもらい、当事者でこそ分かる大変さや楽しさを伝えたいと思っています。</li> <li>・視覚障がい者=全盲で、真っ暗な世界で生きていると大半の人が思っていますが、実際は、視覚障がい者の8割はロービジョン(弱視)です。ロービジョン(弱視)の見えにくさ、見えづらさを伝えたいと思っています。</li> <li>・実施場所:通常教室(複数クラスが同時に実施する場合は体育館等)</li> <li>・事前打合せの方法:電話やメールで打合わせを行います。直接講師と会って打合せを行いたい場合は、学校へ出向きますので、相談してください。</li> </ul>

	・手話体験の指導	40 人/クラス	2人	・聴覚障がい者用時計	①準備するもの
	・講義: 聴覚障がい	同時間に2クラ	(聴覚障がい者1	(1クラス1台)	・マグネットの使用ができる黒板
	者への理解	スまで	人、手話通訳1人)		・聴覚障がい者用時計
		2コマ/日まで	, ,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		②その他
		22 1, 201			・FAXで連絡を取るので時間がかかるため、返答の締め切りがあ
					る場合は、FAXに記入してください。
					・今後の指導のため、体験後に児童・生徒の反応や感想を聞かせて
					ほしい。
					・講師は聴覚障がい者のため、担任の先生が授業中に突然発言され
手					ると戸惑うことがあります。担任の先生にお手伝いをお願いした
話					い時は、講師から伝えます。
					・授業で使用する時計は、箱から出し、電池を入れておいてくださ
					い。また、時計と合わせて、市社協から借用した「聴覚障がい者
					用時計学校での使用方法」を時計の側に準備しておいてください。
					・2コマ連続での学習や、2日に渡っての学習の方が、より充実し た内容になるので、そのような申込みも検討してください。
					・実施場所:通常教室
					・事前打合せの方法:当日担当する講師名を講師から FAX した後、
					事前打合せの日程を相談させてください。学校で事前打合せを行
					います。
	・要約筆記体験の指	40 人/クラス	4人	要約筆記セット1セッ	①準備するもの
	導	同時間に1クラス		+	・要約筆記セット
	・講義:聴覚障がい	=	人、ボランティア3	(※1セットで50人	・OHCと投影するスクリーンは、学校のものを使用します。
	者への理解	2コマ/日まで	入	分)	②その他
					・「難しそう」との声が聞かれることがありますが、小学校での実施の
要					場合、児童の学年に応じ、内容を平易にしますので、ぜひお申込みく
約					ださい。
筆					・DVD『いま気づいてほしいこと 難聴者・中途失聴者の病院受診に
記					際して』を事前打合せの際に貸出すので、事前に児童・生徒に見せて
					ください。
					・機器等の準備のため、授業開始30分前に教室に入れてください。
					・実施場所:通常教室
					・事前打合せの方法: 当日担当する講師名を講師から FAX した後、事 前打合せの日程を相談させてください。学校で事前打合せを行いま
					前りっせの日桂を柏談させてください。学校で事前りっせを行いまし す。OHCや教室の様子を見せてください。
					9。 〇口 〇 マジエッグメナ 色元に へく/この い。

-
6
2
ī

	・車いす体験の指導	40 人/クラス	3人	車いす 13台	①準備するもの
	・講義①:車いす使	同時間に1クラス	(車いす利用者1	(4人で1台使用)	・車いす
	用者の主な障が	まで	人、車いすの操作指		・マット(体育館で行う場合、車いすと同数)
	い原因	2コマ/日まで	導ボランティア2		・パイプいす (車いす×2~3脚)
	・講義②:肢体不自				・スロープ(体育館出入り口に段差がある場合)
	由者への理解、障				3その他
車	がい当事者が望	ん。3時間目以降			・講師(車いす利用者)が公共交通機関等で、学校まで1人で行きます。 ・
()	むボランティア	で依頼してくださ			・車いす利用者以外の2名の講師は、車いすの操作指導ボランティアで
। <del>ਹ</del> ੋ	と				
9		(1°)			す。車いす講師の介助(体育館への出入りやトイレ等)は、先生方に
					・実施場所:体育館。中学・高校の場合は屋外での実施も可だが、頚髄
					損傷により体温調節がきかないため、7~9月までは体育館で実施し
					ます。
					・事前打合せの方法:当日の流れ等を講師から FAX します。不明な点
					があれば、学校から講師へ電話連絡してください。
	・点字の仕組み	40 人/クラス	小学校4年生以上	・点字板 86 枚(1人	①準備するもの
	・点字表記のルール	同時間に2クラス	は2人、小学校3年	1枚使用)	・点字板、点字本、点字講師セット
	・単語や氏名の書き	まで	生以下は3人(ボラ	・点字本3セット	・資料を当日までに人数分印刷しておいてください。資料の原本は、点
	方(小学校中高学	2コマ/日まで	ンティア)	・点字講師セット3セ	字板等と共に、市社協から学校へお渡しします。
	年)	(同時間に3クラ		ット	②その他
_	・短い文章の書き方				・点字用紙の実費負担が必要です。(1人あたり5円)
点	(中学校、高校)	相談			・視覚障がい者に児童・生徒が書いた点字を読んでもうらう時間を設け
字		100%			ることもできるので、希望する場合は相談してください。
					・実施場所:通常教室(特別教室の場合、児童・生徒が黒板に背を向け)
					その場合があるため、避けてください。)
					・事前打合せの方法:市役所の交換箱を使用し、当日担当する講師の連
					紹先をお知らせします。授業当日2週間前までに、担当講師と電話に   スカガゼウサカレスとださい。
					て事前打合せをしてください。

	I	
	2	
•	J	
	I	

ガイドヘルプ体験	40 人/クラス	2人(ボランティ	・アイマスク60枚(2	(1)準備するもの
(視覚障がい者の	同時間に2クラス	ア)	人で1枚)	・アイマスク、白杖、点字ブロック、視覚障がい者用日常生活用具
移動支援)	まで		・白杖 30 本 (2人で	・ハンカチまたはティッシュ(1人1枚必要)
15 235 350				
	23 (/ 86 (			2元の他
				9 - 10
				授業のサポートをお願いします。
				・盲導犬についての話等もできるため、授業で話して
			生活用具(1クラス	ほしい内容について事前に教えてください。
			1セット)	・実施場所:通常教室
				・事前打合せの方法:当日担当する講師名等を講師からFAXし
				ます。当日30分程前に学校へ出向き、コース等を確認します。
シルバー疑似体験	40 人/クラス	3人	シルバー疑似体験セッ	①準備するもの
	-			・シルバー疑似体験セット
		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	20セット	・白手袋は児童・生徒の人数分市社協から借用。
E D C C C C C C C C C C C C C C C C C C	-			
	211/086			<ul><li>1 字品</li></ul>
			/H)	
				・中学生以上は使用する装具が多いため、60分程度必
				要です。
				・シルバー疑似体験セットを装着した状態で学校内を歩くため、事故が
				起きないよう、授業のサポートをお願いします。
				・実施場所:特別教室
				・事前打合せの方法:講師から学校へ電話し、学校で事前打合せを行い
				ます。
	移動支援)	(視覚障がい者の 移動支援) 同時間に2クラス まで 2コマ/日まで シルバー疑似体験 40人/クラス 同時間に1クラス	(視覚障がい者の 移動支援)       同時間に2クラス まで 2コマ/日まで       ア)         シルバー疑似体験 (80 歳くらいの高 齢者の疑似体験)       40 人/クラス 同時間に1クラス まで       3人 (ボランティア) まで	(視覚障がい者の 移動支援)

### 6. 施設訪問やゲストを学校へ招くためのチェックリスト

施

小さなことほど忘れがちです。確認をしながら進めましょう。

			ポイント!!
	□ねらいや目的を明確にする		
-	□学年・人数・予算などを確認する		
	□協力機関や施設、役割などを想定する		⇒インフォメーションを参照
	口機関や施設とプログラムの詳細を相談する(負		最低でも1か月前までに)
	口希望日時とタイムスケジュール		講師、物品の日程が合わない場合のために、いくつか候 補を挙げておくとよい。
		□学年・人数・内容などの確認	一度に受け入れられる人数は施設によって異なります。確 認を!
		□今までの学習内容の報告	
		口どんなことができるのかを確認	
市		□施設・利用者についての確認	施設の概要・役割、利用者の状況など。
事前準備		□訪問や、招く際の注意事項について	子どもたちへの注意事項。 (招く際)トイレの場所、駐車場の有無、冷暖房の設備、控 室、段差などの有無、車いすが通れるかなど。
		□関わる方の確認、係り・担当決め	
		□事前に準備すること、物の確認	
		□体験後の予定	
	□児童・生徒たちの事前学習を行う		施設の役割、利用者の状況、注意することなど ⇒インフォメーションP64 チェックリストを活用
	□講師依頼、使用する物品などの申し込み		⇒インフォメーション P59 を参照
	口講師、施設との事前打合せ(詳細を詰める)		直接施設へ行って最終チェックを行うと良いでしょう。
	□使用物品、教材の準備		/_ FA 0+ / _ =# AT
	□会場、控室、駐車場の準備		体験時は、講師、施設職員   のフォローをお願いしま
事後		施設、講師への連絡(お礼)	<b>ヺ</b> 。

- ※中止や変更があった場合、速やかに連絡をしてください。
- ※インフルエンザなどの感染症が発生している場合は行えません。

### 訪問をする前に子どもたちへ伝えてほしいこと・・・

- 施設は、利用者にとって大切な生活の場です。そのことを考えて体験をしましょう。
- 訪問の前に、障がいや認知症などについても学習しましょう。
- 「障がい者」、「おじいさん・おばあさん」でなく、「○○さん」 といったその人個人との交流を大切にしましょう。
- できることと、してはいけないことを区別し、困ったら職員の指示をもらいましょう。
- 体験時に得た個人情報を、施設の外で話してはいけません。

# 7. 施設訪問チェックリスト 施

施設などに訪問する前に、みんなで確認をしよう!!

1/-	☆どんな施設なのか、どんな人が利用しているのか、事前 学習をしましたか?	
	☆電話で訪問の約束はしましたか? 施設の担当者の名前は?→( )	
	☆訪問の日時は?→ ( 月 日 曜日 午前・午後 時~ 時まで)	R
1/-	☆忘れ物はありませんか? (□筆記用具 □メモ帳 □上履き □その他    )	1
	☆質問はまとめましたか? わからないこと、聞きたいこと、なにが知りたいのか、 事前にきちんとまとめましょう。	
	☆施設の中では、 あいさつをしっかりする。 大きな声で騒がない。 職員の方の注意を守る。 言葉づかいに注意する。 気がついたことや学んだことをメモしましょう。	
	☆どんなことも先生に報告・連絡・相談しましょう。	
		W/

さあ、準備はいいかな??交通安全には十分に気をつけて行こう!!

#### 8. 用語集

#### 《障がい者》

#### 【介護給付】

#### ■ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### ■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

■ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、 食事の介護等を行います。

■ 共同生活介護(ケアホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### 【訓練等給付】

#### ■ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ■ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用型の A 型と、非雇用型の B 型があります。

■ 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### 《障がい児》

#### ■ 児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団 生活への適応訓練などを行います。

#### ■ 障害児入所施設

障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

#### 《高齢者》

#### ■ 特別養護老人ホーム

日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な人に、入浴、排泄、食事等の介護や健康管理等を行う施設です。

#### ■ 居宅介護支援

介護支援専門員(ケアマネージャー)による介護計画の作成、事業者との連絡調整・紹介等を行います。

■ 通所介護(デイサービス)

日帰りで、入浴、排泄、食事等の介護サービスや生活機能向上の訓練を行います。